

ハウスジーン S基準について

S基準の適用範囲	戸建住宅（共同住宅は対象外）
S基準の適用条件	次のすべてを満たすこと (1) 保険法人設計施工基準 (2) 劣化対策等級2以上（浴室および脱衣室に係る基準を除く。下記参照）

評価方法基準 劣化対策等級2の概要（詳細は国土交通省告示第1347号評価方法基準を参照）

木造の場合

項目	内容
イ. 外壁の軸組等の防腐防蟻	地面からの高さ1m以内の部分について①または②の措置 ①外壁を通気構造等とする ②柱、柱以外の軸材・下地材：薬剤処理または耐久性区分D1または小径12.0cm合板：薬剤処理
ロ. 土台の防腐防蟻	①かつ②の措置 ①土台に接する外壁の下端に水切りを設置 ②土台には次のいずれかの措置 a. 耐久性の高い樹種（ヒノキ、ヒバ等）を使用 b. K3以上の防腐・防蟻処理（北海道・青森県はK2以上の防腐）
ハ. 浴室・脱衣室の防水	—（省略）
ニ. 地盤の防蟻	基礎の内周および束石の周囲の地盤は、①または②の措置 （北海道・青森県・岩手県・秋田県・宮城県・山形県・福島県・新潟県・富山県・石川県・福井県を除く） ①鉄筋コンクリート造のべた基礎またはこれに準じるもの ②有効な土壌処理
ホ. 基礎の高さ	地面から基礎上端または土台下端までのいずれか高い方のすべての高さが400mm以上
ヘ. 床下の防湿・換気	床下部分に次の①かつ②の措置 ①コンクリート、防湿フィルム等で覆う ②壁の長さ4m以下毎に有効面積300cm ² 以上の換気口
ト. 小屋裏の換気	①～④のいずれかの措置 （屋根断熱工法等により小屋裏と室内が同等の温熱環境の場合は除く） ①小屋裏給排気：天井面積の1/300以上の換気口 ②軒裏給排気：天井面積の1/250以上の換気口 ③軒裏給気・小屋裏排気：給気口・排気口ともに天井面積の1/900以上 ④軒裏給気・排気塔排気：給気口は1/900以上、排気口は1/1600以上
チ. 構造部材等	建築基準法施行令第37条、41条、49条及び第80条の2に適合

鉄骨造の場合

項目	内容
イ. 鋼材の防錆措置	構造耐力上主要な部分の鋼材が所定の防錆性能を有する仕様
ロ. 床下	木造の「ヘ. 床下の防湿・換気」と同じ
ハ. 小屋裏	木造の「ト. 小屋裏の換気」と同じ
ニ. 構造部材等	建築基準法施行令第37条及び第80条の2に適合

鉄筋コンクリート造（鉄筋コンクリート組積造を含む）の場合

項目	内容
イ. セメントの種類	ポルトランドセメント、フライアッシュセメント又は高炉セメントを使用
ロ. 最小かぶり厚	鉄筋かぶり厚が水セメント比ごとに定めた所定の寸法以上
ハ. 設計かぶり厚	施工誤差を考慮した設計かぶり厚の設定
ニ. コンクリートの品質	①～③のすべての措置 ①スランプ：コンクリート強度に応じたスランプ ②単位水量：185kg/m ³ 以下 ③空気量：4～6%（沖縄県等は除く）
ホ. 施工計画	①～③のすべての指定 ①密実に充填するための打ち込み及び締め固めの方法 ②打ち継ぎ部の処理方法 ③養生方法
ヘ. 雨水の浸透対策	鉄筋コンクリート組積造のパラペット等上端部はアルミニウム製笠木等で保護
ト. 構造部材等	建築基準法施行令第37条、第72条、第74条、第75条、第79条、第79条の3及び第80条の2に適合

この基準は、平成27年4月1日以降申込物件より適用

平成13年国土交通省告示第1347号評価方法基準：平成26年2月25日改正